

一 第九十五条第二項、第一百七十四条の八、附則第九条第一項、附則第十二条第一項、附則第十三条第二項及び附則第二十二条第三項の改正規定 公布の日

二 附則第二十二条第八項の改正規定及び附則第七項の規定 平成十七年十月一日

三 第百二十七条第二項及び第三項並びに附則第十条第四項の改正規定並びに附則第六項の規定 平成十八年四月一日
(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）附則第十二条の二の二の規定は、平成十七年四月一日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。

3 新条例附則第十二条の三（所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「新租税特別措置法」という。）第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、県民税の所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした所得税法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十二条の三（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成十七年四月一日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

5 新条例附則第十五条第三項及び第四項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、附則第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)

6 新条例第百二十七条第二項及び第三項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)

7 新条例附則第二十二条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行つたこの条例による改正前の秋田県県税条例附則第二十二条第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

市町村の廢置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第五十九号

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田県地域振興局設置条例の一部改正)

第一条 秋田県地域振興局設置条例(平成十四年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表秋田県仙北地域振興局の項中「仙北郡」を「仙北市 仙北郡」に改め、同表秋田県平鹿地域振興局の項中「平鹿郡」を削る。

(秋田県社会福祉施設条例及び秋田県立少年自然の家設置条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

一 秋田県社会福祉施設条例(昭和四十五年秋田県条例第十号)第二条の表秋田県南部老人福祉総合エリアの項

二 秋田県立少年自然の家設置条例(昭和四十九年秋田県条例第二十七号)第二条の表秋田県立保呂羽山少年自然の家の項

(保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第三条 保健医療福祉協議会条例(平成十六年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県仙北地域保健医療福祉協議会の項中「大仙市」を「大仙市 仙北市」に改め、同表秋田県平鹿地域保健医療福祉協議会の項中「平鹿郡」を削る。

(秋田県楢森牧場条例の一部改正)

第四条 秋田県楢森牧場条例(昭和四十八年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「仙北郡田沢湖町玉川」を「仙北市田沢湖玉川」に改める。

(秋田県營田沢湖高原駐車場条例の一部改正)

第五条 秋田県營田沢湖高原駐車場条例(昭和五十六年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める。

(秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例の一部改正)

第六条 秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例(昭和五十九年秋田県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「仙北郡角館町」を「仙北市」に改める。

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

第七条 秋田県流域下水道設置条例(昭和五十七年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項中「仙北郡角館町及び美郷町」を「仙北市 仙北郡美郷町」に改め、「平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、十文字町及び大雄村」を削る。

(秋田県立高等学校設置条例の一部改正)

第八条 秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表秋田県立角館高等学校の項中「仙北郡」を「仙北市」に改め、同表秋田県立角館南高等学校の項中「仙北郡角館町岩瀬字小館」を「仙北市角館町小館」に改め、同表秋田県立増田高等学校及び秋田県立雄物川高等学校の項中「平鹿郡」を「横手市」に改め、同表秋田県立平成高等学校の項中「平鹿郡平鹿町上吉田間内」を「横手市平鹿町上吉田」に改める。

(秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第九条 秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鎧畠発電所の項から玉川発電所の項までの規定中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に改め、同表大松川発電所の項中「平鹿郡山内村大松川」を「横手市山内大松川」に改める。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中秋田県地域振興局設置条例第二条第一項の表秋田県仙北地域振興局の項の改正規定、第三条中保健医療福祉協議会条例第二条の表秋田県仙北地域保健医療福祉協議会の項の改正規定、第四条から第六条までの規定、第七条中秋田県流域下水道設置条例第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項の改正規定(「仙北郡角館町及び美郷町」を「仙北市 仙北郡美郷町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立高等学校設置条例別表秋田県立角館高等学校の項及び秋田県立角館南高等学校の項の改正規定並びに第九条の規定(秋田県公営企業の設置等に関する条例第二条第二項の表大松川発電所の項の改正規定を除く。) 平成十七年九月二十日

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

秋田県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第六十号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県立大学条例の一部を改正する条例

秋田県立大学条例（平成十年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五二〇、八〇〇円」を「五三五、八〇〇円」に、「三七九、一〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「一一一、〇〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、四〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県水産振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第六十一号

秋田県水産振興センター条例の一部を改正する条例

秋田県水産振興センター条例（昭和六十一年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十六番地」を「八番地の四」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県社会福祉会館条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第六十二号

秋田県社会福祉会館条例

（設置）

秋田県知事 寺 田 典 城

第一 条 県内における社会福祉の推進を図るため、秋田県社会福祉会館（以下「会館」という。）を秋田市旭北栄町一番五号に設置する。

（業務）

第二条 会館は、次に掲げる業務を行う。

一 社会福祉団体及び社会奉仕活動を行う者の活動に対する支援に関する業務

二 身体に障害のある者の健康の増進及びレクリエーションのための便宜の供与並びに身体に障害のある者に関する相談に関する業務

三 社会福祉、保健等に関する事業に従事する者の育成及び資質の向上のための研修並びに社会福祉事業に従事する者の確保に関する支援に関する業務

務

四 前三号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第三条 会館の施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 会議室
- 二 展示ホール
- 三 体育館

(使用の許可の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第五条 第三条各号に掲げる施設を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用的都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった

場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第八条 会館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 第二条第一号及び第二号に掲げる業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、開館時間及び休館日にに関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて会館の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十一条 第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、第三条各号に掲げる施設を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十二条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。